

熱中症にご注意ください

これからの季節は気温や湿度の上昇に伴い、全国的に熱中症および熱中症の疑いによる救急搬送患者数が増加します。しかし、熱中症は適切な予防法や対処法を知っていれば防ぐことができます。「自分は大丈夫」と過信せず、次のようなことに気をつけましょう。

- 熱中症予防のポイント
 - ▼炎天下や高温多湿の場での作業や運動は避け、エアコンなどで温度を調節する
 - ▼適度に休憩し、喉が渇く前に水分補給をする(たたくさ汗をかいたときは塩分も)

補給する) 日ごろから栄養バランスの良い食事と体力づくりをする

■高齢者や乳幼児などは特に注意を

乳幼児は体温調節機能が十分に発達していないため熱中症を起こしやすくなります。また、高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能や身体の調整機能も低下しているため、注意が必要です。

■救急車を呼ぶか迷ったときは 救急の電話相談窓口(＃7119または0570・007119)まで相談してください。

■熱中症警戒アラートの活用を

熱中症警戒アラートは、当日の夕方または翌日の早朝の暑さ指数が33以上になることが予測される場合に都道府県ごとに発表されます。

発表された際には、熱中症の危険性が極めて高くなると予測されるため、普段以上に熱中症予防対策を徹底することが求められます。

熱中症警戒アラートの情報は環境省のホームページ、または環境省LINE公式アカウント(上のQRコードからアクセス可)から入手できます。



症状の程度と対応方法

軽度	中度	重度
めまい 立ちくらみ 手足のしびれ 気分が悪くなる	頭痛 吐き気 体がだるい ぐったりする	意識がない けいれん まっすぐ歩けない 体が熱い

対応

- ▼涼しい場所へ移動する(エアコンや扇風機などの風をあてる)
- ▼保冷剤などで冷やす(首の周り、脇の下、足の付け根など太い血管の部分)
- ▼水分や塩分、経口補水液などを補給する

※症状が改善しない場合は医療機関を受診しましょう。また、意識障害、けいれんなどの症状が現れたら、すぐに救急車を要請してください。

- ・症状が改善しない場合は医療機関へ
- ・意識障害、けいれんなどはすぐに救急車要請を

消防署 (☎981-0399)、健康推進課 (☎983-1117)

「第七回徒然草エッセイ大賞」作品募集



テーマは「ときめき」 ◆6月2日～9月21日必着

■テーマ「ときめき」
もの、こと、ひと……何かにワクワク夢中になるとき、私たちは自分自身に出会っているのかもしれない。あなたはいま、何にときめいていますか？
どんなときめきがあったかを育て、人や社会に伝わりましたか？

■応募方法
あなたの印象的な「ときめき体験」を文章にしてください。
■応募期間
6月2日(金)～9月21日(木)必着
■応募方法
作品とは別の用紙に、作品タイトル、氏名(フリガナ)、年齢、性別、職業、学校名と学年(小中高生の場合)、

■部門と字数、賞

部門	字数	賞
① 一般の部	2,000字以内	大賞 1編(副賞20万円)
		優秀賞 3編(副賞5万円)
		佳作 5編(副賞1万円)
② 中学生の部	1,200字以内	大賞 1編(副賞1万円)
		優秀賞 3編(副賞5千円)
		佳作 5編(副賞3千円)
③ 小学生の部	800字以内	大賞 1編(副賞5千円)
		優秀賞 3編(副賞3千円)
		佳作 5編(副賞2千円)

※②と③の副賞は図書カードになります。

郵便番号、住所、電話番号、この賞を何で知ったか、メールアドレス(お持ちの場合)を明記し、必ず作品に添付して、次のいずれかの方法で応募してください。

- ▼郵送 〒614-8501(住所不詳) 市役所生涯学習課「徒然草エッセイ大賞」事務局
- ▼メール yawata@tsurezure-essay.jp
- ▼専用ホームページ内の所定フォーム(6月2日から公開予定)で確認ください。
- ※応募資格など詳しくは専用ホームページ(6月2日から公開予定)で確認ください。
- ※応募作品はオリジナルで未発表のものに限ります(著作権問題や二重投稿が判明した場合は失格とし、入選決定後に判明した場合は入選を取り消します)。



専用ホームページ内の所定フォーム(6月2日から公開予定)

生涯学習課 (☎983-3088)

「やわたブランド」ヤワタカラ認定品を募集



やわたブランド「ヤワタカラ」は八幡ならではの良さを活かした逸品で、令和4年3月に認定を開始し、現在31商品(取扱店16店)が認定されています。

市では、地域経済の活性化や市民の自信と誇り、愛

着をもたらしすことを目指し、八幡らしさを合わせもった商品をやわたブランド「ヤワタカラ」として認定する事業を実施しており、新たな逸品を募集します。ぜひ応募してください。

■対象商品
■食料品(食品表示基準に規定する加工食品)
■生鮮食品・農作物は対象外。
■工芸品

■対象者
本店または事業拠点があり、かつ市内で販売していること。

■応募方法
必ず「ヤワタカラ認定申請の手引き」をお読みいただき、所定の申請書と申請調書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、6月30日(金)午後5時までに「やわたブランド審査委員会事務局(商工観光課)」へ持参(郵送不可)。

■認定方法
やわたブランド審査委員会において、申請内容を審査し、ブランド認定を決定。

※詳細は、「ヤワタカラ認定申請の手引き」をご覧ください(上記のQRコードからアクセス可)。



やわたブランド審査委員会事務局(商工観光課) (☎983・2853)